

那須町災害廃棄物処理計画【概要版】

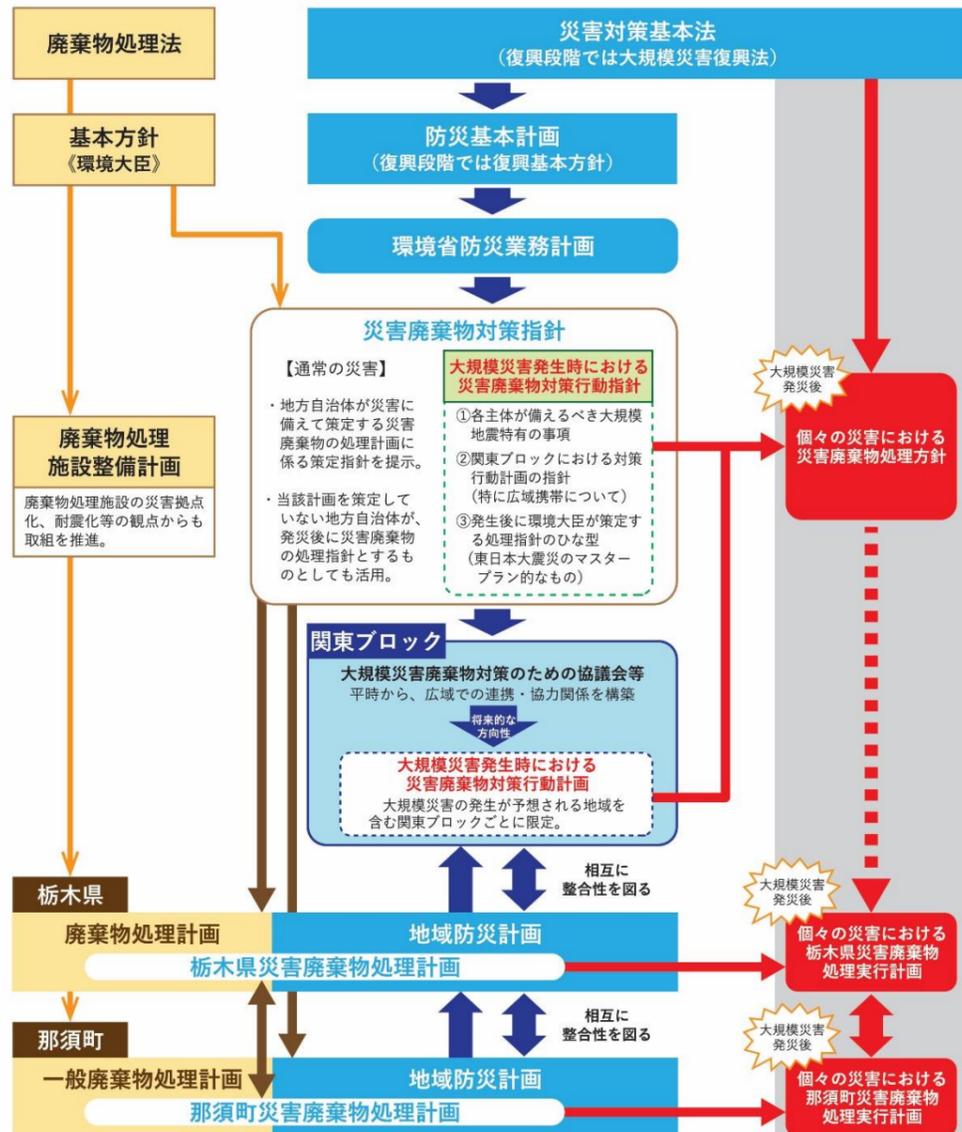
計画策定の背景・目的 (p.1)

近年、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生しており、本町においても今後同様の事態が想定されます。町民の生活環境を保全し、地域を早期に復旧・復興させるためには、これらの災害廃棄物を迅速かつ適切に処理する必要があります。

そのため本町では、災害廃棄物処理体制を構築し、災害廃棄物処理の必要事項をとりまとめ備えるため、那須町災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

計画の位置づけ (p.2)

本計画は「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省）に基づき、「栃木県災害廃棄物処理計画（第2版）」（令和3年7月）、「那須町地域防災計画」（平成29年度修正）、「那須町一般廃棄物処理計画（平成29年3月）」等の関連計画と整合性を図りながら、基本的な考え方や処理方法等を示すものです。



計画の対象とする災害、廃棄物 (p.4)

町地域防災計画で想定する風水害、震災、火災災害、その他自然災害（自然災害に伴い発生するもの）を対象とします。

【対象とする主な災害】

地震災害、水害（内水氾濫、外水氾濫）、土砂災害（山崩れ・がけ崩れ、地すべり、土石流）、風害
 ※火山噴火に伴う火山灰は廃棄物処理法における廃棄物に該当しないため除外。（混合状態で処理困難の場合は国・県協議）

【対象とする廃棄物】

生活ごみ	被災した住民の排出する生活ごみ
避難所ごみ	避難施設で排出される生活ごみ
し尿	避難施設等に設置された仮設トイレからのし尿
災害廃棄物	道路啓開や救助活動に伴い生じる廃棄物、損壊家屋等から排出される家財道具、損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物 等

想定する災害の規模と発生する災害廃棄物の発生量 (p.9~14)

栃木県地震被害想定調査において、本町における最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を M6.9 と想定しています。本計画では、地震による被害を想定し、それに伴う災害廃棄物の発生量を推計しています。

【想定する災害廃棄物の発生量】

想定する災害	災害廃棄物 (t)	一次仮置場 必要面積 (㎡)	避難所ごみ 発災1日後 (t/日)	し尿発生量 発災1日後 (L/日)
那須町直下型地震	56,000	18,400	1.44	23,256

仮置場の設置 (p.23)

災害廃棄物の発生量によっては仮置場を設置し、災害廃棄物を適切に保管します。保管する際は、その後の処理に影響が生じないように、廃棄物の種類ごとに分別して保管します。

仮置場は、事前に候補地リストを作成し発災後の災害廃棄物の発生状況及び処理施設での処理状況を踏まえて設置します。

なお、那須町直下型地震の場合、必要な一時仮置場面積は約 18,400 ㎡が必要となる見込みです。

【仮置場の種類と開設時期の目安】

仮置場の種類	開設時期の目安	定義
一次仮置場	発災から数日後～1ヶ月程度	災害廃棄物を搬入し、二次仮置場での処理を行うまでの間分別・保管する仮置場
二次仮置場	発災から2～3ヶ月以降	一次仮置場で処理した災害廃棄物を搬入し、その先の施設に搬入するまでの間の保管や、受け入れのための中間処理（破碎・選別）を行う仮置場

※開設時期は災害の種類・規模により異なります。



災害廃棄物の対応時期と特徴（p.29）

処理目標期間は、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて適切に設定しますが、大規模災害においても『3年以内の処理完了』を目指します。

【発災後の時期区分と特徴】

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安	
災害 応急 対応	初動期	人命が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資材の確保等を行う)	発災後 数日間
	応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害時の廃棄物を処理する期間)	～3週間程 度
	応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物等の本格的な処理に向けた準備を行う時期)	～3ヶ月程 度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務が進み、災害廃棄物等を本格的に処理する期間)	～3年程度	

※時間の目安は災害の種類・規模により異なります。

災害廃棄物処理の基本方針（p.30）

本計画では、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための基本方針を定めています。

公衆衛生と環境保全を確保するため、災害廃棄物処理の基本方針を踏まえ、災害の規模や特徴等を勘案しながら具体的な取組を進めていきます。

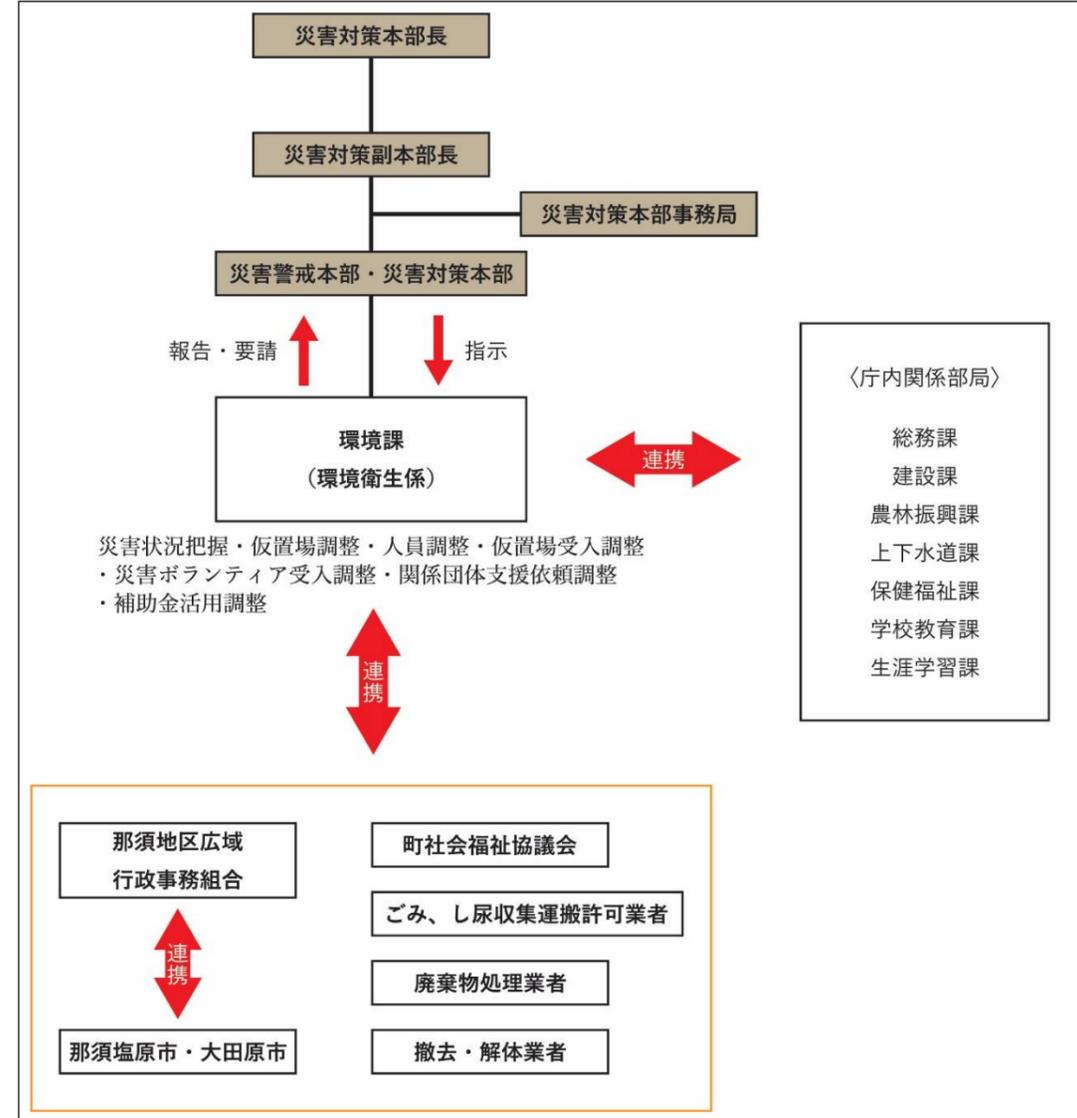
【7つの基本方針】

基本方針	内 容
適正かつ円滑・迅速な処理 (日常生活の再建)	町民の生活再建の早期実現を図るため、処理期間を定め時々刻々と変化する状況に対応しながら、迅速な処理を行うとともに、広域での処理が必要な場合は、近隣市町や県等と協力して周辺や広域での処理を進めます。
リサイクルの推進 (廃棄物の低減)	徹底した分別・選別により再生利用を推進し、埋立処分量の削減を図ります。再資源化したものは復興資材として有効活用します。
環境に配慮した処理 (環境負荷の低減)	災害時における周辺環境に配慮し、適正処理を推進します。
衛生的な処理 (生活環境配慮)	生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とします。災害廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を進めます。
安全作業の確保 (安全配慮)	住宅地での撤去等の作業や、仮置場での搬出入作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。
経済性に配慮した処理 (経済性配慮)	可能な限り費用を抑えた処理方法を選択します。
関係機関・関係団体や町民、事業者、災害ボランティアとの協力・連携 (連携推進)	早期の復旧・復興を図るため、国、県、他市町村、一部事務組合その他災害ボランティアや事業者、関連機関・関係団体等と協力・連携して処理を推進します。様々な情報を提供し連携を図り、理解と協力を得て処理を推進します。

災害時の組織体制（p.32）

災害時は、災害対策本部及び関係部局、那須地区広域行政事務組合、協定締結事業者等と情報共有し、連携して対応します。

【災害時における庁内体制】



連絡体制・関係機関等との連携（p.34）

平時には、県や那須地区広域行政事務組合・関係市町の連絡窓口を整理し、必要に応じて情報の共有を図ります。また、ごみ収集運搬許可業者等との連絡窓口及び方法を整理します。

災害廃棄物処理のための人員や資機材の不足等、本町単独で対応しきれない場合は、災害支援協定に基づき、県や県内市町・那須地区広域行政事務組合を含めた県内一部事務組合に支援を求め、連携して対応します。また、(公社)栃木県産業資源循環協会等の関係団体へ支援を要請し、災害廃棄物処理を実施します。

被災家屋等から排出する片付けごみ、搬出された片付けごみを運搬する作業は、災害ボランティアの協力が必要であり、災害ボランティアに対して作業場の注意事項や災害廃棄物の分別、仮置場の情報を的確に伝えることが重要です。そのため、社会福祉協議会が設置した災害ボランティアに情報提供を行うなど周知を図ります。